



あなたの申告は？

(下記の①②③④のあてはまるところをご確認ください。)

① 給与

年末調整は済んでいますか？

いいえ

- 次のうち1つでも該当しますか？
 - 給与を2か所以上からもらっている。
 - 給与収入が103万円以上である。
 - 源泉徴収されている。
 - 年金などの給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によっては、市・県民税の申告が必要となる場合があります。

はい

はい

- 次のうち1つでも該当しますか？
 - 年末調整済以外も給与収入がある。
 - 年金などの給与以外の所得がある。

いいえ

控除に変更はありますか？
【扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除等】

はい

それは20万円を超えていませんか？

いいえ はい

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

所得税の確定申告をしてください。

② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

いいえ

はい

所得額が控除額を超えますか？

いいえ

はい

市・県民税の申告をしてください。
ただし、土地・家屋の売却については、所得税の申告が必要な場合があります。

所得税の確定申告をしてください。

③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

いいえ

はい

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

いいえ

はい

あなたの年齢は65歳以上ですか？
(昭和29年1月1日以前生まれの方)

いいえ

はい

年金収入が年間で98万円を超えますか？

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

いいえ

はい

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は、所得税の確定申告をすると所得税が還付となる場合があります。

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。
(源泉徴収票のとおりの場合は、申告の必要はありません)
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によっては、所得税の確定申告をすると所得税が還付となる場合があります。

④ 上記の「①・②・③」のいずれにもあてはまらない方

家族の扶養に入っていますか？
(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告が必要です。

